



## I 2017年「雇用保険」はこう変わる！

### ◆1月1日以降：65歳以上への適応拡大

昨年12月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65歳以上の方も雇用保険の適応対象となっていましたが、2017年1月1日以降は①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上の雇用見込みがある場合、「高年齢被保険者」の適応となりました。

#### ・適応拡大に伴う企業の実務

高年齢継続被保険者である方を1月1日以降も継続して雇用している場合は、手続きは不要です。2016年12月末までに65歳以上の方を雇用し1月1日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。1月1日以降に適用対象となる65歳以上の方を新規雇用した場合も同様の手続きが必要です。

#### ・対象者に係る手続きのタイミング

新規雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月10日までに提出します。2016年12月末までに雇用した適用対象者は2017年3月31日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月10日までに提出します。

### ◆4月1日以降：雇用保険料率引下げ等

厚生労働省労働政策審議会の報告書によると、2017年からの3年間、労使折半で負担する雇用保険料を0.8%から0.6%に引き下げます。

また、失業手当の給付額の引き上げ、倒産や解雇で離職した30～44歳の方の支給日数が延長されます。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合の支給日数を拡充する措置は延長となります。

通常国会では育児休業期間を最長2年とする

改正案が提出される見通しですが、育児休業給付

も最長2年、支給率は休業開始から半年は賃金の

67%、半年経過後は50%とすることが盛り込まれています。

65歳からの  
雇用保険料徴収は  
H32年からです。

## II 残業規制時代到来！今こそ残業削減の取り組みを

政府が取り組んでいる「働き方改革」や電通事件の社会問題化などを受け、「残業」に対して厳しい目が向けられる時代となりました。

### ◆現行法における残業時間の上限は？

労働基準法における労働時間は「1日8時間、週40時間」と定められていますが、労使間で「三六協定」を締結している場合は「月45時間年360時間」までの時間外労働が認められています。さらにこれに「特別条項」を付けることで繁忙期などの臨時の場合に「上限なし」の時間外労働が可能となります。このような「特別条項付三六協定」だけでは対応不足だとして、政府は現在「残業時間の上限規制強化」や「違反企業への罰則の厳罰化」を検討しています。

### ◆残業削減のカギは「管理職」にあり

読売新聞社が発表した全国主要企業を対象としたアンケートによれば「残業時間に上限を設けた場合、業務に支障あり」と回答した企業と「支障なし」と解答した企業はほぼ同率でした。長時間労働を減らす上での課題としては「管理職の意識改革」が最も多く、カギとなるのは「管理職」ということで各社共通しているようです。

ワークシェアにより、  
残業は減らせます。

## III 東京オリンピックに向けた受動喫煙防止対策の動向

### ◆企業や飲食店は「原則建物内禁煙」に？

厚生労働省は東京オリンピックに向けて、全面禁煙を原則とする受動喫煙防止対策の強化案をまとめました。防止策の具体案では、施設の使用用途別に禁煙の基準を3つに分類しています。

「建物内禁煙」…不特定多数が利用する公官庁や公共施設等

「敷地内禁煙」…学校や医療機関等、未成年者や患者等受動喫煙による健康被害を防ぐ必要性に高い施設

「原則建物内禁煙（喫煙所設置可）」…上記2施設以外の施設

世界保健機関と国際オリンピック委員会は「たばこのない五輪」を推進しており、先のロンドン五輪では「建物内禁煙」を罰則付きで実施しました。日本でもロンドン並みの厳格なルールにしたいというのが本音ですが、喫煙室がなく分煙しているだけの飲食店が多い日本では今回の案が妥当とされたようです。

今後、厚生労働省は受動喫煙防止対策案の通常国会での法整備を目指しています。

たばこの好きな方、  
お出かけは要注意です。

# 事務所だより 2月

2017(H29)

平成29年(2017)

|    |   |  |
|----|---|--|
| 1  | 水 | 京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館  |
| 2  | 木 | 八坂神社節分祭 八坂神社 075-561-6155 2/2・2/3<br>強運節分会 千本ゑんま堂 075-462-3332 2/2・2/3<br>吉田神社節分祭 吉田神社 075-771-3788 2/2～2/4<br>2級土木施工管理技術検定試験 合格発表         |
| 3  | 金 | 節分会 鬼法楽 廬山寺 075-231-0355<br>1級建築施工管理技術検定 実地試験合格発表<br>2級建築施工管理技術検定 合格発表<br>1級電気工事施工管理技術検定 実地試験合格発表<br>1級電気工事施工管理技術検定 合格発表                   |
| 4  | 土 |  |
| 5  | 日 |  |
| 6  | 月 |  |
| 7  | 火 |  |
| 8  | 水 | 針供養 法輪寺 075-862-0013<br>第21回 建設業経理士検定試験（1・2級）受験票発送日<br>第36回 建設業経理事務士試験（3・4級）受験票発送日<br>京都府行政書士会 無料相談 中京区役所<br>京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館 |
| 9  | 木 | 京都府行政書士会 無料相談下京区役所   |
| 10 | 金 | 源泉所得税の納付<br>住民税特別徴収額の納付  |
| 11 | 土 | 建国記念の日<br>城南宮七草粥の日 城南宮 075-623-0846<br>阿含の星まつり 北花山 075-761-1141  |
| 12 | 日 |  |
| 13 | 月 |  |
| 14 | 火 | 京都府行政書士会 無料相談 左京区役所  |
| 15 | 水 | 京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館  |
| 16 | 木 | 京都府行政書士会 無料相談 上京区役所・東山区役所  |
| 17 | 金 |  |
| 18 | 土 |  |
| 19 | 日 | 京都マラソン 2017 京都市内 075-366-0314  |
| 20 | 月 |  |
| 21 | 火 | 京都府行政書士会 無料相談 右京区役所・山科区役所  |
| 22 | 水 | 京都府行政書士会 無料相談 行政書士会館・ゼスト御池河原町広場<br>京都府社会保険労務士会 無料相談 京都府社会保険労務士会館   |
| 23 | 木 | 京都府行政書士会 無料相談 北区役所・南区役所  |
| 24 | 金 | 1級管工事施工管理技術検定試験 実地試験合格発表<br>2級管工事施工管理技術検定試験 合格発表   |
| 25 | 土 | 梅花祭 北野天満宮 075-461-0005   |
| 26 | 日 |  |
| 27 | 月 |  |
| 28 | 火 | 京都府行政書士会 無料相談 西京区洛西区役所<br>12月決算法人の確定申告<br>6月決算法人の中間報告  |